

道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路監理員規程の一部を改正する訓令

道路監理員規程（昭和 46 年岩手県訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(道路監理員)</p> <p>第 2 条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 び地方振興 河川環境課長その他の道路管理に関する 局の土木部 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員 </td> <td style="vertical-align: top;"> 部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 河川環境課長その他の道路管理に関する 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 地方振興局 土木事務所 </td> <td style="vertical-align: top;"> 所長、管理課長、<u>道路都市課長</u>、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員 </td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 び地方振興 河川環境課長その他の道路管理に関する 局の土木部 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 河川環境課長その他の道路管理に関する 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員	[略]		地方振興局 土木事務所	所長、管理課長、 <u>道路都市課長</u> 、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員	<p>(道路監理員)</p> <p>第 2 条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関</th> <th style="text-align: center;">職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、<u>管理用地課長</u>、道路整備課長、道路 び地方振興 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 局の土木部 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員 </td> <td style="vertical-align: top;"> 部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、<u>管理用地課長</u>、道路整備課長、道路 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 地方振興局 土木事務所 </td> <td style="vertical-align: top;"> 所長、管理課長、<u>道路整備課長</u>、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員 </td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、 <u>管理用地課長</u> 、道路整備課長、道路 び地方振興 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 局の土木部 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、 <u>管理用地課長</u> 、道路整備課長、道路 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員	[略]		地方振興局 土木事務所	所長、管理課長、 <u>道路整備課長</u> 、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員
出先機関	職 員																
広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 び地方振興 河川環境課長その他の道路管理に関する 局の土木部 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、道路整備課長、道路環境課長、道路 河川環境課長その他の道路管理に関する 事務（用地に係る事務を除く。）を担当す る職員																
[略]																	
地方振興局 土木事務所	所長、管理課長、 <u>道路都市課長</u> 、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員																
出先機関	職 員																
広域振興局、 広域振興局 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 総合支局及 課長、 <u>管理用地課長</u> 、道路整備課長、道路 び地方振興 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 局の土木部 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設 調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理 課長、 <u>管理用地課長</u> 、道路整備課長、道路 環境課長、道路河川環境課長その他の道路 管理に関する事務（用地に係る事務を除 く。）を担当する職員																
[略]																	
地方振興局 土木事務所	所長、管理課長、 <u>道路整備課長</u> 、知事が指 定する職員その他の道路管理に関する事 務（用地に係る事務を除く。）を担当する 職員																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。